

富士ビル管理株式会社 電気設備 建築設備 特殊建築物 消防設備 防火対象物 省エネルギー 点検・調査・検査

電気設備 法定点検

主任技術者に代わって電気工作物の工事、維持および運用に関する保安の監督に係る業務を行います。また、産業保安監督部への主任技術者関係等の手続きについても、書類の作成や提出をお手伝いいたします。

電気主任技術者に代わって次の業務を行っております。

- 月次点検**
定められた点検回数で、主に稼動状態で電気設備の点検、測定および試験を行い、その結果をお知らせいたします。
また、電気の正しい使い方をアドバイスいたします。
- 年次点検**
年一回、主に設備を停止して精密な点検、測定および試験を実施し、その結果をお知らせいたします。なお、無停電による年次点検も行っております。

建築設備 定期検査

建築基準法に基づき、事故や災害等を未然に防止するために建築物に設けられている建築設備の状態を検査し、毎年報告していただくものです。検査対象の建築設備の所有者又は管理者（所有者からその建築設備について維持管理上の権限を委任された方）は、検査を実施し、検査報告書を作成する義務があります。

【検査対象となる建築設備】

- 換気設備
- 排煙設備
- 非常用の照明装置
- 給排水設備

特殊建築物等 定期調査

建築基準法第12条第1項の規定により、特定行政庁が指定する特殊建築物等の所有者（所有者と管理者が異なる場合は管理者。）は、定期的に「調査資格者」により建築物を調査し、その結果を特定行政庁に報告しなければならないことになっています。

【調査項目】

- 敷地の調査状況
- 一般構造の状況調査
- 構造強度の状況調査
- 耐火構造等の状況調査
- 避難施設等の状況調査

消防設備 法定点検

消火器や自動火災報知設備などの消防設備等は、法令（消防法第17条の3の3）により日常の点検や整備を含め、適正な維持管理を行うことを義務づけられています。

また、責任者はその結果を消防長又は消防署長に報告する義務があります。（※消防本部の無い場合は市町村長に報告します。）

【消防設備の種類】

- 警報設備
- 避難設備
- 消火設備
- 消防用水
- 消火活動上必要な設備

防火 対象物 法定点検

平成15年10月より、一定の防火対象物の管理について権限を有する者は、防火対象物点検資格者に防火管理に必要な業務等について点検させ、その結果を管轄の消防機関に報告することが新たに義務づけられました。

点検を行った防火対象物が基準に適合している場合は、点検済の表示を付することができます。

防火対象物の特例認定を受けることにより、防火対象物の点検報告の義務が3年間免除されます。この制度と消防用設備等点検報告制度とは異なる制度であり、この制度の対象となる防火対象物では、両方の点検及び報告が必要です。

【主な点検項目（一部）】

- 防火管理者を選任しているか。
- 消火・通報・避難訓練を実施しているか。
- 避難階段に避難の障害となる物が置かれていないか。
- 防火戸の閉鎖に障害となる物が置かれていないか。
- カーテン等の防火対象物品に防災性能を有する旨の表示が付けられているか。
- 消防法令の基準による消防用設備等が設置されているか。

省エネ 診断

省エネルギー診断チームがお客さまを訪問させていただき各種設備のエネルギー使用状況を調査・分析・評価し、その結果に基づき、きめ細かなメニューで最適な設備運営、改善などの「省エネルギー対策」を提案いたします。



建築物の管理に関することならなんでもご相談ください!

Fuji TOTAL BLDG. MANAGEMENT CO., LTD.

富士ビル管理株式会社

〒850-0056

長崎市恵美須町4-5 NBCサードビル6F

●TEL(095)827-2463(代) ●FAX 827-2490

URL : <http://www.fuji-bk.co.jp>